

【表紙】

| | |
|---------------|---|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年 2月15日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | イコールパートナーズ株式会社 |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都品川区北品川五丁目11番19号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区北品川五丁目11番19号 |
| 【電話番号】 | 03 - 5419 - 7134 |
| 【事務連絡者氏名】 | 高岸 諭生 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当ありません |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当ありません |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当ありません |
| 【電話番号】 | 該当ありません |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当ありません |
| 【縦覧に供する場所】 | イコールパートナーズ株式会社 (東京都品川区北品川五丁目11番19号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号) |

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、イコールパートナーズ株式会社をいい、「対象者」とは、株式会社小僧寿し本部をいいます。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載のある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社小僧寿し本部

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、企業や集合住宅向けに通信統合サービス事業を営む株式会社インボイス（以下「インボイス」といいます。）の創業者である木村育生（以下「木村育生」といいます。）が発行済株式の全てを所有する、木村育生の個人資産の運用及び管理を主たる目的とする株式会社です。

当社は、対象者普通株式のうち、対象者の筆頭株主である株式会社すかいらーく（以下「すかいらーく」といいます。）の保有する対象者普通株式6,808,700株（以下「すかいらーく保有株式」といいます。対象者の総株主等の議決権の数（対象者が平成23年11月14日に提出した第44期第3四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数13,188,884株から同四半期報告書に記載された同日現在の対象者の保有自己株式数237,000株）を控除した株式数（12,951,884株）に係る議決権の数である25,903個となります。）に対する当該株式に係る議決権の数（13,617個）の割合（以下「議決権比率」といいます。）：52.57%（小数点以下第三位四捨五入。以下、議決権比率の計算について同じ。）を取得し、子会社化する事を目的として、本公開買付けを実施することといたしました。

上記目的に鑑み、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をすかいらーく保有株式の数と同数である6,808,700株（買付け等を行った後における議決権比率：52.57%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,808,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を、買付予定数の下限である6,808,700株から対象者株式の一単元（500株）未滿を切り上げた株数である6,809,000株（買付け等を行った後における議決権比率：52.57%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（6,809,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、本公開買付けに際し、当社及びすかいらーくは、平成24年2月14日付で本公開買付けに関する覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結し、当社が本公開買付けを実施し、すかいらーくがすかいらーく保有株式（6,808,700株）の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしております。但し、本覚書においては、本公開買付けに係る買付け等の期間（延長される場合を含み、以下「本件買付期間」といいます。）の末日までの間に、対象者の普通株式に対して本公開買付け以外の公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合において、対抗公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格が本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を上回る場合その他すかいらーくが本公開買付けに応募することがすかいらーくの取締役の善管注意義務に違反するおそれがある場合には、すかいらーくは、本公開買付けに応募せず、又はこれを撤回することができるものとされております。（本覚書の概要については、後記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）

また、上述のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をすかいらーく保有株式の数と同数である6,808,700株（買付け等を行った後における議決権比率：52.57%）としていることから、すかいらーくが本公開買付けに応募しない場合には、その他の株主の皆様のお応募状況によらず、応募株券等の全部の買付け等が行われません。

なお、当社は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり市場株価平均法により対象者の株式にかかる価値分析を行いました。

市場株価平均法では、平成24年1月20日を基準日として、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）（以下「大阪証券取引所JASDAQ市場」といいます。）における対象者株式の過去6ヶ月間終値単純平均（136円）（小数点以下を四捨五入。終値平均の算出において以下同じ。）、過去3ヶ月間終値単純平均（144円）、過去1ヶ月間終値単純平均（154円）を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を136円から154円と算定しております。なお、当該算定は第三者機関による算定書を取得しておりません。

当社は、上記分析結果を参考に対象者の筆頭株主であるすかいらーくとのすかいらーく保有株式の売却に関する価格交渉の内容、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、及び本公開買付けの後に対象者の普通株式は上場を維持する方針であること等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を140円とすること及び本件買付期間を平成24年2月15日から3月13日までとすることを平成24年

1月25日に決定いたしました。

当社及びすかいらーくは、平成24年1月下旬に対象者に対して、すかいらーくが当社に対してすかいらーく保有株式を譲渡するため、当社が対象者普通株式に対する公開買付けを実施し、すかいらーくがこれに応募する予定である旨の連絡を行いました。これに対して、対象者公表の平成24年2月14日付「イコールパートナーズ株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、かかる本公開買付けに関する連絡を受けて、手続の公正性を担保しつつ、利益相反を回避する措置として、以下のような手続を経た上で検討を行ったとのこととです。

まず、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する連絡を受けて、対象者のリーガルアドバイザーとして漆間・吉澤総合法律事務所（松田良成弁護士）を選定し、その法的助言を受けながら、対象者の企業価値の向上の観点から、対象者としての最善の選択について慎重に検討を行ったとのこととです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、最終的に本公開買付けに対する意見表明を行った平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、対象者の利害関係を有しない取締役が慎重な審議を行うことができるように、利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役自ら、当社の代表取締役である木村育生に対して本公開買付けに関する聴取の機会を得るように申し、当社及び当社の代表取締役である木村育生の過去の実績、本公開買付けが成功した場合の当社の経営方針等を確認し、かかる経営方針が対象者の事業戦略に合致するか、当社の対象者を支えるフランチャイズ店舗（以下「FC店舗」といいます。）その他の取引先に対する取扱いが対象者の企業価値を損なわないか等について確認を行ったとのこととです。

これに対して、木村育生は、木村育生が過去にフランチャイズ企業の店舗別の請求データを分析することにより、無駄なオペレーションを認識させる「見える化」を実現することによって大幅な経費削減を実現することができたことなどについて具体的に説明を行い、数多く店舗を擁する対象者がかかる経費削減策を行えばキャッシュ・フローの大幅な改善を行うことができる可能性があることなど、他業種で成功を収めた経営者ならではの示唆を行うとともに、新たなブランド戦略、人事の大幅な変更を含む事業リストラ、資本参加・企業買収などの積極的な活用などを今後検討していきたい旨の意向を伝えました。

さらに、当社は、本公開買付け成立後、リーテイルブランディング株式会社（以下「RB社」といいます。）と業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてRB社と協力して進めることを協議・検討している旨も併せて伝えました。

RB社は、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の社内ベンチャーとして誕生した小売業・流通業に特化した経営支援会社であり、流通・小売分野を得意領域としております。当社は、先に述べました、対象者の企業価値を向上させる施策として、フランチャイズパッケージの再構築・新規フランチャイズ加盟者の獲得、集中購買システムの確立などにおいて実績を持つ、RB社のノウハウを活用できると考えております。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、かかる木村育生からの説明を受けて、木村育生の経営方針が小僧寿しチェーンのブランド再構築やさらなる経費削減といった対象者の事業上の課題に対しての一つの合理的な打開策と考えられること、木村育生及びRB社の実績からはこれを実現する手腕が認められること、対象者を支えるFC店舗その他の取引先をことさら不当に取扱う意向はないこと等を慎重に検討し、当社が本公開買付けによって対象者の筆頭株主となることで対象者の経営のさらなる合理化が期待でき、ひいては対象者の企業価値の向上に資するものと判断したとのこととです。対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都港区、以下「ブルータス」といいます。）に株価算定を依頼し、その株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）における算定結果によれば、後述のとおり、本公開買付け価格は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、本公開買付け価格がすかいらーくと当社との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けはすかいらーく保有株式の取得を企図したものであること、本公開買付けは対象者の株主に本公開買付け価格での株式売却の機会を提供するものではあっても、買付予定数の上限が定められており、当社は、対象者株式の上場廃止については現時点では企図していないとのこととであることから、本公開買付けによって大阪証券取引所JASDAQ市場の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に抵触することは想定されないこと等をも総合的に勘案した上で、平成24年2月14日開催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保することとし、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねるとの意見を表明すること（以下「本意見表明」といいます。）を、対象者取締役3名のうち、審議及び決議に参加した対象者取締役2名全員一致の賛成により決議したとのこととです。なお、対象者の取締役である田中基氏は、すかいらーくの管理本部関連事業部長兼広報部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加していないとのこととです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の平成24年2月14日開催の取締役会には、対象者の監査役全3名（うち2名は社外監査役）のうち、2名（うち1名は社外監査役）が出席し、前記取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのこととです。なお、対象者の監査役である鈴木誠氏は、すかいらーくの監査役を兼務していること

から、利益相反のおそれを回避するため、対象者の取締役会において、本公開買付けに関して何ら意見を述べていないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本意見表明は、第三者である当社が対象者の支配株主からの対象者株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明であるため、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の企業行動規範に関する規則第12条の2に基づき、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手が求められるところ、対象者は、平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、同月14日、支配株主と利害関係のない社外監査役豊岡拓也氏から、本公開買付けについて、対象者のさらなる収益性の向上のためには、木村育生が身につけたフランチャイズ企業の経営管理ノウハウを活用し、対象者の直営店舗及びFC店舗の経費管理・異常値把握の徹底、各店舗エリアにおける消費動向などの情報分析結果の提供によるサポートの強化等を行うことが有用と判断されること、並びに上場企業を創業した実績のある木村育生が主体となり、これまでのすかいらーくグループによる経営により築いてきた土台を生かしながら、経営の若返りを実現して速やかな事業展開を進めることにより、企業の新たな活力を創造し、ブランドを再構築し、積極的な成長を実現することが期待できることから、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものと判断する、対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、対象者取締役会独自のリーガル・アドバイザーからの法的助言の取得、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等の取引保護条項等の不存在、独立役員からの意見の聞き取りといった公正性を担保するための対象者の措置により、当社側からの不当な影響によって発生し得る手続きの恣意性の問題が排除されており、手続きは公正なものである、本公開買付けは、少数株主の株式を取得し対象者株式を上場廃止とすることを企図したのではなく、すかいらーく保有株式の取得のみを企図したものであるため本意見表明に係る対象者の決定が少数株主にとって不利益なものでない、本提携契約の解約が対象者の業績に与える影響が限定的であり、本提携契約を解約するにつき暫定期間を置くなどその影響を緩和する措置が執られていることから、本提携契約の解約に係る対象者の決定は少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書の提出を受けているとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、豊岡拓也氏は、かかる意見書において、本公開買付価格については、ブルータスの株式価値算定書の算定結果に照らせば、本公開買付価格が、DCF法に基づく算定結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回る価格であることから、少数株主にとって妥当な価格であると断言することはできないこと、及び、本公開買付けに際しては、本件買付期間中の対象者株式の株価の推移、本公開買付けに対する最終的な応募数の見通し、本公開買付け終了後の対象者株式の株価に関わる見通し、各株主の個別の事情などの要因を考慮して、個々の株主が本公開買付けに対して応募するか否かを臨機応変に判断することが望ましく、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の判断に委ねることが合理的である旨併せて意見を述べているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記のとおり本公開買付けに対する本意見表明を行うに当たり、その判断の妥当性を担保するべく、当社及び対象者から独立した第三者であるブルータスに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。ブルータスは、DCF法及び市場株価法による算定を行い、対象者は、ブルータスから平成24年2月13日付で、株式価値算定書を受領したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

株式価値算定書において、上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

DCF法 ...131円～184円

市場株価法...142円～170円

DCF法では、評価基準日を平成24年2月13日として、震災等の影響及び対象者を取り巻く経営環境を踏まえた業績見通しに基づく中期事業計画（平成23年9月に決定した、平成24年12月期、平成25年12月期、平成26年12月期計画）を基に、平成24年12月期における直近の業績を反映して作成された事業計画から算出される、フリー・キャッシュ・フローの将来予測を、対象者の資本コストに応じた割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲が131円～184円と算定されているとのことです。

市場株価法では、平成24年2月13日を基準日として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日における普通取引終値（167円）、評価基準日までの1ヶ月間の普通取引終値の単純平均（170円）、評価基準日までの3ヶ月間の普通取引終値の単純平均（153円）、及び評価基準日までの6ヶ月間の普通取引終値の単純平均（142円）をもとに、普通株式1株当たりの価値の範囲が142円～170円と算定されているとのことです。

なお、当社及び対象者は、すかいらーくが本公開買付けに応募し、かつ、応募を撤回していない状況で本件公開買付期間が終了した場合、対象者が、平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会において木村育生を含む当社が指名する3名を取締役候補者とする取締役選任議案並びに当社が指名する1名及び対象者が独自に指名する2名の合計3名を監査役候補者とする監査役選任議案を上程することについて合意しております。なお、当該定時株主総会において上記議案が承認された場合、木村育生は、その後に開催される対象者の取締役会での決議を経て、対象者の常勤取締役として経営に参画する予定です。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

対象者は、昭和39年に個人事業として創業された「スーパー寿司・鮎樹」が業容拡大により昭和40年に株式会社鮎樹を設立し、同社が昭和43年にフランチャイズ事業を開始したことに伴い、昭和47年にF C店舗に対する寿しの製造、販売の指導を目的として設立されました。対象者は、フランチャイズ事業（以下「寿しF C事業」といいます。）を中心として、小僧寿しチェーンのフランチャイザーとしてF C店舗を着実に増やし、昭和56年には2,000店のF C店舗を展開いたしました。また、対象者は、昭和47年には直営店によって寿司店を展開する寿し直営事業（以下「寿し直営事業」といいます。）も開始し、以後寿しF C事業及び寿し直営事業を中心に営業を展開しております。そして、対象者は、このように事業を拡大する過程で、平成6年には日本証券業協会へ店頭売買株式として株式を登録し、平成16年12月には同登録を取り消したうえで当時の株式会社ジャスダック証券取引所（現在の大阪証券取引所JASDAQ市場）に株式上市しております。

その後、対象者は、すかいらーくの強みであるソーシング活動及びバイイングパワーの活用並びに物流・配送網の活用によって、食材の品質向上及び原価低減を実現するとともに、店舗の開発・メンテナンス能力を向上させることを目的として、すかいらーくとの間で平成17年9月28日に資本業務提携契約書（以下「本提携契約」といいます。）を締結し、平成18年5月にはすかいらーくからの株式公開買付けによりすかいらーくの子会社となりました。対象者は、すかいらーくグループの一員として「小僧寿しブランドの進化と創造」を掲げ、寿し直営事業においては、若い世代層への販促活動と新規顧客の獲得に努めるとともに、寿しF C事業において、F C加盟者のリニューアルモデル店舗への転換を推進するなどして、集客の向上に努めるとともに、子会社の再編、不採算店の閉店、食材加工場の統廃合による集中化などにより収益性と生産性の改善に努めました。もっとも、対象者とすかいらーくは、提供している食材の違いや外食と物販という事業モデルの違いから、当初期待していた共同購買や小僧寿しチェーンの宅配ビジネスへの参入などについて十分にお互いの強みを活かすことができず、対象者は、すかいらーくグループに属することによるメリットをあまり享受できる状況にはありませんでした。

さらに、対象者がおかれる飲食業界は、リーマン・ショックを起因とする急激な消費の落ち込みから景気先行きが不透明な状況が続き、将来の不安を抱える消費者の生活防衛意識からの低価格志向と原油高等に伴う海産物を始めとする原材料の高値止まりが相まって、非常に厳しい状況が継続しております。特に、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した以降は、災害による被害や日本経済の先行きに対する不安が一層強まっており、飲食業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

一方、当社の代表取締役である木村育生は、大資本を背景とした大企業が大きなシェアを占める通信業界において、大企業では手のゆき届かない柔軟かつきめ細かなシステムあるいはサービスを迅速・的確に提供できることを強みに、インボイスを独立系の情報通信のソリューションパートナーとして成長させてきた実績を有しております。また、木村育生は、インボイスを通じて、クライアントであるフランチャイズ企業に対して個店管理のためのシステムを提供し、フランチャイズ企業によるフランチャイズ加盟店管理の大幅な合理化に貢献してきた実績を有しております。

さらに、木村育生は、インボイスの代表取締役として、通信料金統合サービス事業の類似・周辺事業分野において数々のM & Aに積極的に取り組み、事業分野及び規模の拡大を背景に、平成14年に日本証券業協会に株式の店頭登録（現在の大阪証券取引所JASDAQ市場）を、平成15年に株式会社東京証券取引所市場第二部への上場をそれぞれ果たし、平成16年には株式会社東京証券取引所市場第一部へ指定される等、インボイスの事業を順調に拡大し、その経営基盤を強化してきました。

なお、インボイスは、平成22年12月から平成23年4月にかけて実施された同社経営陣によるMBO（マネジメントバイアウト）手続により平成23年4月30日をもって株式会社東京証券取引所の上場を廃止しております。また木村育生は当該MBO手続に際して、その保有するインボイス株式の全てを売却し、現在はインボイスにおける役職を全て辞しております。

当社は、木村育生がかかる経験によって培った経営ノウハウを活用することにより、すかいらーくグループ下では成し得なかったさらなる経費節減策や各店舗エリアにおける詳細な顧客の嗜好・動向の分析などを通じてF C店舗のサポートを強化し、より一層対象者の企業価値を向上させることができるうえ、対象者の課題である「小僧寿しブランドの進化と創造」についても、木村育生がインボイス在職中に行った様々な知名度向上・ブランド構築のための手法を駆使することで、飲食業・物販業の枠に捕われることなく、ブランドコンセプトと価格帯の最適化によるブランドのブラッシュアップのための施策を早期に実施していくことができるものと考えております。

当社は、本公開買付け成立後、R B社と業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてR B社と協力して進めることを協議・検討しております。なお、当社とR B社の間に資本関係はなく、R B社による対象者株式の保有もありません。

R B社は、伊藤忠商事の社内ベンチャーとして誕生した小売業・流通業に特化した経営支援会社であり、流通・小売分野を得意領域としております。当社は、先に述べました、対象者の企業価値を向上させる施策として、フランチャイズパッケージの再構築・新規フランチャイズ加盟者の獲得、集中購買システムの確立などにおいて実績を持つ、R B社のノウハウを活用でき、対象者の企業価値向上に取り組む上で、最適な助言を得られるものと考えております。

当社は、以上のような考えから、平成23年6月頃、対象者の筆頭株主であるすかいらーくに対して、すかいらーく保有株式を当社が譲り受けることに関して提案を行い、すかいらーくと協議を開始いたしました。当社は、対象者の企業価値を向上

させられるかという観点から慎重に検討を行い、すかいらーくとの間で協議、交渉を続けた結果、当社が対象者株式を取得し、当社の代表取締役である木村育生がインボイスの創業、経営で培ったノウハウを提供することが、対象者の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいては対象者の企業価値最大化に資するとの結論に至り、平成24年2月14日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、当社は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり市場株価平均法により対象者の株式にかかる価値分析を行いました。

市場株価平均法では、平成24年1月20日を基準日として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の過去6ヶ月間終値単純平均（136円）、過去3ヶ月間終値単純平均（144円）、過去1ヶ月間終値単純平均（154円）を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を136円から154円と算定しております。なお、当該算定は第三者機関による算定書を取得していません。

当社は、上記分析結果を参考に対象者の筆頭株主であるすかいらーくとのすかいらーく保有株式の売却に関する価格交渉の内容、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、及び本公開買付けの後に対象者の普通株式は上場を維持する方針であること等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付け価格を140円とすること及び本件買付期間を平成24年2月15日から3月13日までとすることを平成24年1月25日に決定いたしました。

なお、本公開買付け価格140円は、対象者の株式の大阪証券取引所JASDAQ市場における平成24年2月13日（本公開買付けの開始に関する公表日の前営業日）以前6ヶ月間（平成23年8月15日から平成24年2月13日まで）の終値の単純平均値（142円）に対して1.41%（小数点以下第三位四捨五入、以下同じ。）ディスカウントした金額であり、平成24年2月13日以前3ヶ月間（平成23年11月14日から平成24年2月13日まで）の終値の単純平均値（153円）に対して8.50%ディスカウントした金額であり、平成24年2月13日以前1ヶ月間（平成24年1月16日から平成24年2月13日まで）の終値の単純平均値（170円）に対して17.65%ディスカウントした金額となります。

また、本公開買付け価格140円は、対象者普通株式の平成24年2月14日（本書提出日の前営業日）以前6ヶ月間（平成23年8月15日から平成24年2月14日まで）の終値の単純平均値（142円）に対して1.41%ディスカウントした金額であり、平成24年2月14日以前3ヶ月間（平成23年11月15日から平成24年2月14日まで）の終値の単純平均値（153円）に対して8.50%ディスカウントした金額であり、平成24年2月14日以前1ヶ月間（平成24年1月16日から平成24年2月14日まで）の終値の単純平均値（170円）に対して17.65%ディスカウントした金額となります。

(3) 本公開買付け後の経営方針

今後の事業戦略等の詳細については、本公開買付けの成立後、当社と対象者との間で協議を行う予定です。なお、「3 買付け等の目的（1）本公開買付けの概要」において述べたとおり、当社及び対象者は、すかいらーくが本公開買付けに応募し、かつ、応募を撤回していない状況で本公開買付け期間が終了した場合、対象者が、平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会においてする木村育生を含む当社が指名する3名を取締役候補者とする取締役選任議案並びに当社が指名する1名及び対象者が独自に指名する2名の合計3名を監査役候補者とする監査役選任議案を上程することについて合意しております。なお、当該定時株主総会において上記議案が承認された場合、木村育生は、その後に開催される対象者の取締役会での決議を経て、対象者の常勤取締役として経営に参画する予定です。

なお、対象者公表の平成24年2月14日付の「資本業務提携契約の解消についてのお知らせ」によれば、対象者は、平成24年2月14日に開催された対象者の取締役会において、本公開買付けが成立し、決済が完了することを停止条件として、すかいらーくとの間の本提携契約を解約する旨決議し、同日付で本提携契約に関する解約合意書（以下「本提携解約合意書」といいます。）を締結したとのことです。但し、本提携解約合意書においては、本提携契約の解約後も対象者の円滑な業務運営に必要な期間にわたって、対象者とすかいらーくとの間で既に有効に存続している契約を存続させることとされているとのことです。

(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

本公開買付けは、中長期的に安定株主として対象者株式を保有しながら対象者の企業価値の向上に取り組むことを目的とするものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではないことから、当社には、本公開買付けの後、直ちに対象者の株券等を追加で取得する予定はありません。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について

対象者普通株式は大阪証券取引所JASDAQ市場に上場しておりますが、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針です。従いまして、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限（6,809,000株、買付け等を行った後における議決権比率：52.57%）を設定しております。

(6) 公開買付け者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は対象者の筆頭株主であるすかいらーく（所有株式数：6,808,700株、議決権比率：52.57%）との間で、平成24年2月14日付で本覚書を締結しており、すかいらーくは、（ ）本公開買付けが開始されること、（ ）当社が自己の責任において、本公開買付けの手続を含む、本公開買付けによりすかいらーく保有株式を取得するために必要な全ての手続を履践していること、（ ）当社が本覚書に定める義務（本公開買付けを実施する義務、表明及び保証違反並びに本覚書に定める義務違反時におけるすかいらーくへの通知義務、表明及び保証違反並びに本覚書に定める義務違反時における補償義務、秘密保持義務、本覚書に基づく地位譲渡の禁止義務、並びに誠実協議義務）に違反していないこと、（ ）本覚書において当社がすかいらーくに対して表明及び保証する事項（当社の、適法かつ有効な存続及び必要な権限の存在、本覚書に必要な権限の存在及び本覚書を適法に履行できること、本覚書に基づく当社への法的拘束力ある義務の構成及び本覚書の当社への強制執行可能性、本覚書の締結及び履行に関する許認可等の取得、本覚書の締結及び履行に係る法令等の抵触の不存在、並びに当社が本公開買付けの買付代金の全額を支払うに足りる資力を有すること）が、重要な点において真実かつ正確であること、（ ）当社が支払不能又は支払停止の状態になく、かつ、当社に破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準じる倒産手続（裁判所内外を問わない。）の開始の申立てがなされていないこと、（ ）当社に手形交換所の取引停止処分がなされていないこと、（ ）当社の財産に仮差押え、保全差押え、差押え若しくは仮処分の申立又は滞納処分その他これらに類する処分の命令、通知が届いておらず、かつ、競売手続の開始がなされていないこと、を前提条件として、すかいらーく保有株式について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、上記の前提条件が満たされない場合であっても、すかいらーくがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられないものとしています。

但し、本覚書においては、本件買付期間の末日までの間に、対象者の普通株式に対して対抗公開買付けが開始された場合において、対抗公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格が本公開買付価格を上回る場合その他すかいらーくが本公開買付けに応募することがすかいらーくの取締役の善管注意義務に違反するおそれがある場合には、すかいらーくは、本公開買付けに応募せず、又はこれを撤回することができるものとされており、

また、本覚書において、すかいらーくは、本公開買付けが買付期間が延長されることなく満了し、すかいらーく保有株式の全部又は一部について本公開買付けによる当社への売付けが成立した場合、対象者が平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会において、すかいらーく保有株式であって本公開買付けによる当社への売付けが成立し決済されたものに係る当該株主総会における議決権の行使に限り、当社に対し、当該株主総会に付議された議案に対する賛否の決定権を委ねる形で委任することを約しています。

なお、当社とすかいらーくは本件買付期間の延長が行われた場合には、本公開買付けによる当社への売付けが成立し決済された後、対象者の臨時株主総会の開催その他の必要事項について別途協議するものとしております。

〔ご参考〕

リーテイルブランディング株式会社の会社概要

(1) 商号 リーテイルブランディング株式会社

(2) 取締役 (代表) 秋元之浩、岩崎孝之、伊勢彦信

(3) 事業内容 企業・事業におけるM&A仲介

小売流通業向け商品の開発および販売

外食産業向け食材および備品消耗品の販売

F C システム構築・加盟開発

不動産物件仲介・立地診断・店舗資産管理

ブランド戦略(C I / B I 構築) 支援・店舗デザイン・企画および設計施工

(4) 設立 2000年8月

(5) 資本金 3億9,118万円

(6) 所在地 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

| | |
|---------|--|
| 買付け等の期間 | 平成24年2月15日（水曜日）から平成24年3月13日（火曜日）まで（20営業日） |
| 公告日 | 平成24年2月15日（水曜日） |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ） |

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成24年3月28日（水曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

イコールパートナーズ株式会社
東京都品川区北品川五丁目11番19号
03 - 5419 - 7134
高岸 諭生
確認受付時間 平日10時から18時まで

(2)【買付け等の価格】

| | |
|------------|---|
| 株券 | 普通株式 1株につき金140円 |
| 新株予約権証券 | |
| 新株予約権付社債券 | |
| 株券等預託証券() | |
| 算定の基礎 | <p>当社は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり市場株価平均法により対象者の株式にかかる価値分析を行いました。</p> <p>市場株価平均法では、平成24年1月20日を基準日として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の過去6ヶ月間終値単純平均(136円)、過去3ヶ月間終値単純平均(144円)、過去1ヶ月間終値単純平均(154円)を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を136円から154円と算定しております。なお、当該算定は第三者機関による算定書を取得しておりません。</p> <p>当社は、上記分析結果を参考に対象者の筆頭株主であるすかいらーくとのその所有する対象者株式の売却に関する価格交渉の内容、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式は上場を維持する方針であること等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を140円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格140円は、対象者の株式の大阪証券取引所JASDAQ市場における平成24年2月13日(本公開買付けの開始に関する公表日の前営業日)以前6ヶ月間(平成23年8月15日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(142円)に対して1.41%ディスカウントした金額であり、平成24年2月13日以前3ヶ月間(平成23年11月14日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(153円)に対して8.50%ディスカウントした金額であり、平成24年2月13日以前1ヶ月間(平成24年1月16日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(170円)に対して17.65%ディスカウントした金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格140円は、対象者普通株式の平成24年2月14日(本書提出日の前営業日)以前6ヶ月間(平成23年8月15日から平成24年2月14日まで)の終値の単純平均値(142円)に対して1.41%ディスカウントした金額であり、平成24年2月14日以前3ヶ月間(平成23年11月15日から平成24年2月14日まで)の終値の単純平均値(153円)に対して8.50%ディスカウントした金額であり、平成24年2月14日以前1ヶ月間(平成24年1月16日から平成24年2月14日まで)の終値の単純平均値(170円)に対して17.65%ディスカウントした金額となります。</p> |
| 算定の経緯 | <p>対象者は、昭和39年に個人事業として創業された「スーパー寿司・鮎樹」が業容拡大により昭和40年に株式会社鮎樹を設立し、同社が昭和43年にフランチャイズ事業を開始したことに伴い、昭和47年にフランチャイズ店舗(以下「FC店舗」といいます。)に対する寿司の製造、販売の指導を目的として設立されました。対象者は、フランチャイズ事業(以下「寿しFC事業」といいます。)を中心として、小僧寿しチェーンのフランチャイザーとしてFC店舗を着実に増やし、昭和56年には2,000店のFC店舗を展開いたしました。また、対象者は、昭和47年には直営店によって寿司店を展開する寿し直営事業(以下「寿し直営事業」といいます。)も開始し、以後寿しFC事業及び寿し直営事業を中心に営業を展開しております。そして、対象者は、このように事業を拡大する過程で、平成6年には日本証券業協会へ店頭売買株式として株式を登録し、平成16年12月には同登録を取り消したうえで当時の株式会社ジャスダック証券取引所(現在の大阪証券取引所JASDAQ市場)に株式上場しております。</p> |

その後、対象者は、すかいらーくの強みであるソーシング活動及びバイイングパワーの活用並びに物流・配送網の活用によって、食材の品質向上及び原価低減を実現するとともに、店舗の開発・メンテナンス能力を向上させることを目的として、すかいらーくとの間で平成17年9月28日に資本業務提携契約書（以下「本提携契約」といいます。）を締結し、平成18年5月にはすかいらーくからの株式公開買付けによりすかいらーくの子会社となりました。対象者は、すかいらーくグループの一員として「小僧寿しブランドの進化と創造」を掲げ、寿し直営事業においては、若い世代層への販促活動と新規顧客の獲得に努めるとともに、寿しFC事業において、FC加盟者のリニューアルモデル店舗への転換を推進するなどして、集客の向上に努めるとともに、子会社の再編、不採算店の閉店、食材加工場の統廃合による集中化などにより収益性と生産性の改善に努めました。もっとも、対象者とすかいらーくは、提供している食材の違いや外食と物販という事業モデルの違いから、当初期待していた共同購買や小僧寿しチェーンの宅配ビジネスへの参入などについて十分にお互いの強みを活かすことができず、対象者は、すかいらーくグループに属することによるメリットをあまり享受できる状況にはありませんでした。

さらに、対象者がおかれる飲食業界は、リーマン・ショックを起因とする急激な消費の落ち込みから景気先行きが不透明な状況が続き、将来の不安を抱える消費者の生活防衛意識からの低価格志向と原油高等に伴う海産物を始めとする原材料の高値止まりが相まって、非常に厳しい状況が継続しております。特に、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した以降は、災害による被害や日本経済の先行きに対する不安が一層強まっており、飲食業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

一方、当社の代表取締役である木村育生は、大資本を背景とした大企業が大きなシェアを占める通信業界において、大企業では手のゆき届かない柔軟かつきめ細かなシステムあるいはサービスを迅速・的確に提供できることを強みに、インボイスを独立系の情報通信のソリューションパートナーとして成長させてきた実績を有しております。また、木村育生は、インボイスを通じて、クライアントであるフランチャイズ企業に対して個店管理のためのシステムを提供し、フランチャイズ企業によるフランチャイズ加盟店管理の大幅な合理化に貢献してきた実績を有しております。

さらに、木村育生は、インボイスの代表取締役として、通信料金統合サービス事業の類似・周辺事業分野において数々のM & Aに積極的に取り組み、事業分野及び規模の拡大を背景に、平成14年に日本証券業協会に株式の店頭登録（現在の大阪証券取引所JASDAQ市場）を、平成15年に株式会社東京証券取引所市場第二部への上場をそれぞれ果たし、平成16年には株式会社東京証券取引所市場第一部へ指定される等、インボイスの事業を順調に拡大し、その経営基盤を強化してきました。

なお、インボイスは、平成22年12月から平成23年4月にかけて実施された同社経営陣によるMBO（マネジメントバイアウト）手続きにより平成23年4月30日をもって株式会社東京証券取引所の上場を廃止しております。また木村育生は当該MBO手続きに際して、その保有するインボイス株式の全てを売却し、現在はインボイスにおける役職を全て辞しております。

当社は、木村育生がかかる経験によって培った経営ノウハウを活用することにより、すかいらーくグループ下では成し得なかったさらなる経費節減策や各店舗エリアにおける詳細な顧客の嗜好・動向の分析などを通じてFC店舗のサポートを強化し、より一層対象者の企業価値を向上させることができるうえ、対象者の課題である「小僧寿しブランドの進化と創造」についても、木村育生がインボイス在職中に行った様々な知名度向上・ブランド構築のための手法を駆使することで、飲食業・物販業の枠に捕われることなく、ブランドコンセプトと価格帯の最適化によるブランドのブラッシュアップのための施策を早期に実施していくことができるものと考えております。

当社は、本公開買付け成立後、R B社と業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてR B社と協力して進めることを協議・検討しております。なお、当社とR B社の間に資本関係はなく、R B社による対象者株式の保有もありません。

R B社は、伊藤忠商事の社内ベンチャーとして誕生した小売業・流通業に特化した経営支援会社であり、流通・小売分野を得意領域としております。当社は、先に述べました、対象者の企業価値を向上させる施策として、フランチャイズパッケージの再構築・新規フランチャイズ加盟者の獲得、集中購買システムの確立などにおいて実績を持つ、R B社のノウハウを活用でき、対象者の企業価値向上に取り組む上で、最適な助言を得られるものと考えております。

当社は、以上のような考えから、平成23年6月頃、対象者の筆頭株主であるすかいらーくに対して、すかいらーく保有株式を当社が譲り受けることに関して提案を行い、すかいらーくと協議を開始いたしました。当社は、対象者の企業価値を向上させられるかという観点から慎重に検討を行い、すかいらーくとの間で協議、交渉を続けた結果、当社が対象者株式を取得し、当社の代表取締役である木村育生がインボイスの創業、経営で培ったノウハウを提供することが、対象者の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいては対象者の企業価値最大化に資するとの結論に至り、平成24年2月14日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、当社は、本公開買付価格を決定するに際して市場株価平均法により対象者の株式にかかる価値分析を行いました。

市場株価平均法では、平成24年1月20日を基準日として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の過去6ヶ月間終値単純平均(136円)、過去3ヶ月間終値単純平均(144円)、過去1ヶ月間終値単純平均(154円)を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を136円から154円と算定しております。なお、当該算定は第三者機関による算定書を取得しておりません。

当社は、上記分析結果を参考に対象者の筆頭株主であるすかいらーくとのすかいらーく保有株式の売却に関する価格交渉の内容、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、及び本公開買付けの後に対象者の普通株式は上場を維持する方針であること等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を140円とすること及び本件買付期間を平成24年2月15日から3月13日までとすることを平成24年1月25日に決定いたしました。

なお、本公開買付価格140円は、対象者の株式の大阪証券取引所JASDAQ市場における平成24年2月13日(本公開買付けの開始に関する公表日の前営業日)以前6ヶ月間(平成23年8月15日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(142円)に対して1.41%ディスカウントした金額であり、平成24年2月13日以前3ヶ月間(平成23年11月14日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(153円)に対して8.50%ディスカウントした金額であり、平成24年2月13日以前1ヶ月間(平成24年1月16日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(170円)に対して17.65%ディスカウントした金額となります。

また、本公開買付価格140円は、対象者普通株式の平成24年2月14日(本書提出日の前営業日)以前6ヶ月間(平成23年8月15日から平成24年2月14日まで)の終値の単純平均値(142円)に対して1.41%ディスカウントした金額であり、平成24年2月14日以前3ヶ月間(平成23年11月15日から平成24年2月14日まで)の終値の単純平均値(153円)に対して8.50%ディスカウントした金額であり、平成24年2月14日以前1ヶ月間(平成24年1月16日から平成24年2月14日まで)の終値の単純平均値(170円)に対して17.65%ディスカウントした金額となります。

当社及びすかいらーくは、平成24年1月下旬に対象者に対して、すかいらーくが当社に対してすかいらーく保有株式を譲渡するため、当社が対象者普通株式に対する公開買付けを実施し、すかいらーくがこれに応募する予定である旨の連絡を行いました。これに対して、対象者プレスリリースによれば、対象者は、かかる本公開買付けに関する連絡を受けて、手続の公正性を担保しつつ、利益相反を回避する措置として、以下のような手続を経た上で検討を行ったとのことです。

まず、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する連絡を受けて、対象者のリーガルアドバイザーとして漆間・吉澤総合法律事務所（松田良成弁護士）を選定し、その法的助言を受けながら、対象者の企業価値の向上の観点から、対象者としての最善の選択について慎重に検討を行ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、最終的に本公開買付けに対する意見表明を行った平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、対象者の利害関係を有しない取締役が慎重な審議を行うことができるように、利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役自ら、当社の代表取締役である木村育生に対して本公開買付けに関する聴取の機会を得るように申入れ、当社及び当社の代表取締役である木村育生の過去の実績、本公開買付けが成功した場合の当社の経営方針等を確認し、かかる経営方針が対象者の事業戦略に合致するか、当社の対象者を支えるFC店舗その他の取引先に対する取扱いが対象者の企業価値を損なわないか等について確認を行ったとのことです。

これに対して、木村育生は、木村育生が過去にフランチャイズ企業の店舗別の請求データを分析することにより、無駄なオペレーションを認識させる「見える化」を実現することによって大幅な経費削減を実現することができたことなどについて具体的に説明を行い、数多く店舗を擁する対象者がかかる経費削減策を行えばキャッシュ・フローの大幅な改善を行うことができる可能性があることなど、他業種で成功を収めた経営者ならではの示唆を行うとともに、新たなブランド戦略、人事の大幅な変更を含む事業リストラ、資本参加・企業買収などの積極的な活用などを今後検討していきたい旨の意向を伝えました。

さらに、当社は、本公開買付け成立後、R B社と業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてR B社と協力して進めることを協議・検討している旨も併せて伝えました。

R B社は、伊藤忠商事の社内ベンチャーとして誕生した小売業・流通業に特化した経営支援会社であり、流通・小売分野を得意領域としております。当社は、先に述べました、対象者の企業価値を向上させる施策として、フランチャイズパッケージの再構築・新規フランチャイズ加盟者の獲得、集中購買システムの確立などにおいて実績を持つ、R B社のノウハウを活用できると考えております。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、かかる木村育生からの説明を受けて、木村育生の経営方針が小僧寿しチェーンのブランド再構築やさらなる経費削減といった対象者の事業上の課題に対しての一つの合理的な打開策と考えられること、木村育生の実績からはこれを実現する手腕が認められること、対象者を支えるFC店舗その他の取引先をことさら不当に取扱う意向はないこと等を慎重に検討し、当社が本公開買付けによって対象者の筆頭株主となることで対象者の経営のさらなる合理化が期待でき、ひいては対象者の企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者であるプルータスに株価算定を依頼し、その株式価値算定書における算定結果によれば、後述のとおり、本公開買付価格は、DCF法に基づく算定結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、本公開買付価格がすかいらーくと当社との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けはすかいらーく保有株式の取得を企図したものであること、本公開買付けは対象者の株主に本公開買付価格での株式売却の機会を提供するものではあっても、買付予定数の上限が定められており、当社は、対象者株式の上場廃止については現時点では企図していないとのことであることから、本公開買付けによって大阪証券取引所JASDAQ市場の上場廃止基準に抵触することは想定されないこと等をも総合的に勘案した上で、平成24年2月14日開催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保することとし、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねるとの意見を表明すること（以下「本意見表明」といいます。）を、対象者取締役3名のうち、審議及び決議に参加した対象者取締役2名全員一致の賛成により決議したとのことです。なお、対象者の取締役である田中基氏は、すかいらーくの管理本部関連事業部長兼広報部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の平成24年2月14日開催の取締役会には、対象者の監査役全3名（うち2名は社外監査役）のうち、2名（うち1名は社外監査役）が出席し、前記取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役である鈴木誠氏は、すかいらーくの監査役を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、対象者の取締役会において本公開買付けに関して何ら意見を述べていないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本意見表明は、第三者である当社が対象者の支配株主であるすかいらーくからの対象者株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明であり、本公開買付け後に予定されている対象者とすかいらーくとの間の平成17年9月28日付資本業務提携契約書（以下「本提携契約」といいます。）の解約とともに対象者の支配株主との取引に該当するため、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第12条の2に基づき、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手が求められるところ、対象者は、平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、同月14日、支配株主と利害関係のない社外監査役豊岡拓也氏から、本公開買付けについて、対象者のさらなる収益性の向上のためには、木村育生が身につけたフランチャイズ企業の経営管理ノウハウを活用し、対象者の直営店舗及びFC店舗の経費管理・異常値把握の徹底、各店舗エリアにおける消費動向などの情報分析結果の提供によるサポートの強化等を行うことが有用と判断されること、並びに上場企業を創業した実績のある木村育生が主体となり、これまでのすかいらーくグループによる経営により築いてきた土台を生かしながら、経営の若返りを実現して速やかな事業展開を進めることにより、企業の新たな活力を創造し、ブランドを再構築し、積極的な成長を実現することが期待できることから、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものと判断する、対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、対象者取締役会独自のリーガル・アドバイザーからの法的助言の取得、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等の取引保護条項等の不存在、独立役員からの意見の聞き取りといった公正性を担保するための対象者の措置により、当社側からの不当な影響によって発生し得る手続きの恣意性の問題が排除されており、手続きは公正なものである、本公開買付けは、少数株主の株式を取得し対象者株式を上場廃止とすることを企図したのではなく、すかいらーく保有株式の取得のみを企図したものであるため本意見表明に係る対象者の決定が少数株主にとって不利益なものでない、本提携契約の解約が対象者の業績に与える影響が限定的であり、本提携契約を解約するにつき暫定期間を置くなどその影響を緩和する措置が執られていることから、本提携契約の解約に係る対象者の決定は少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書の提出を受けているとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、豊岡拓也氏は、かかる意見書において、本公開買付け価格については、ブルータスの株式価値算定書の算定結果に照らせば、本公開買付け価格が、DCF法に基づく算定結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回る価格であることから、少数株主にとって妥当な価格であると断言することはできないこと、及び、本公開買付けに際しては、本件買付け期間中の対象者株式の株価の推移、本公開買付けに対する最終的な応募数の見通し、本公開買付け終了後の対象者株式の株価に関わる見通し、各株主の個別の事情などの要因を考慮して、個々の株主が本公開買付けに対して応募するか否かを臨機応変に判断することが望ましく、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の判断に委ねることが合理的である旨併せて意見を述べているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記のとおり本公開買付けに対する本意見表明を行うに当たり、その判断の妥当性を担保するべく、当社及び対象者から独立した第三者であるブルータスに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。ブルータスは、対象者普通株式について、DCF法及び市場株価法による算定を行い、対象者は、ブルータスから平成24年2月13日付で、株式価値算定書を受領したとのことです。なお、対象者は、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

| | |
|--|---|
| | <p>株式価値算定書において、上記各方式において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>DCF法 ...131円～184円 市場株価法...142円～170円</p> <p>DCF法では、評価基準日を平成24年2月13日として、震災等の影響及び対象者を取り巻く経営環境を踏まえた業績見通しに基づく中期事業計画（平成23年9月に決定した、平成24年12月期、平成25年12月期、平成26年12月期計画）を基に、平成24年12月期における直近の業績を反映して作成された事業計画から算出される、フリー・キャッシュ・フローの将来予測を、対象者の資本コストに応じた割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲が131円～184円と算定されております。</p> <p>市場株価法では、平成24年2月13日を基準日として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日における普通取引終値（167円）、同日以前1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（170円）、同3ヶ月の普通取引終値の単純平均（153円）、及び同6ヶ月の普通取引終値の単純平均（142円）をもとに、普通株式 1 株当たりの価値の範囲が142円～170円と算定されております。</p> |
|--|---|

(3) 【買付予定の株券等の数】

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|---------------|---------------|---------------|
| 6,808,700 (株) | 6,808,700 (株) | 6,809,000 (株) |

(注) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,808,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（6,809,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分 | 議決権の数 |
|---|--------|
| 買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a) | 13,618 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b) | - |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c) | - |
| 公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月15日現在)(個)(d) | - |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e) | - |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f) | - |
| 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月15日現在)(個)(g) | - |
| gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h) | - |
| hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i) | - |
| 対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j) | 25,787 |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%) | 52.57 |
| 買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%) | 52.57 |

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数の上限(6,809,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成23年11月14日に提出した第44期第3四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についてもその対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(13,188,884株)から、同四半期報告書に記載された同日現在の対象者の保有自己株式数(237,000株)を控除した株式数(12,951,884株)に係る議決権25,903個を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」、及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位まで記載しました。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋1丁目16番3号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる株主(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時までに応募して下さい。また、応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記載又は記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意下さい。公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設していただく場合には本人確認書類（注1）をご提出していただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）を提出していただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

応募に際しては、応募株券等が公開買付代理人の応募株主等口座に記載又は記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。

対象者の株主名簿管理人である住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等については、特別口座に記載又は記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記載又は記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記載又は記録することはできません。

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要となります。

個人 : [有効期限内の原本]

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）パスポート、外国人登録証明書

[発行してから6ヶ月以内の原本]

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、補充書の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人 : 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等：常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名及び国外の所在地の記載があるものに限り、）の写し並びに常任代理人が金融機関以外の場には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2） 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時まで、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時まで、下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋 1 丁目16番 3 号
 (その他のあかつき証券株式会社各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋 1 丁目16番 3 号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

| | |
|-------------------|-------------|
| 買付代金(円)(a) | 953,260,000 |
| 金銭以外の対価の種類 | |
| 金銭以外の対価の総額 | |
| 買付手数料(b) | 40,000,000 |
| その他(c) | 4,000,000 |
| 合計(a) + (b) + (c) | 997,260,000 |

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、1株当たりの買付価格140円に買付予定数の上限6,809,000株を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積り額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積り額です。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますがその額は未定です。

(注5) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

| 種類 | 金額(千円) |
|------|-----------|
| 預り金 | 1,000,000 |
| 計(a) | 1,000,000 |

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 1 | - | - | - | - |
| 2 | - | - | - | - |
| 計 | | | | - |

ロ【金融機関以外】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|-----------------------------|---|-----------|
| 1 | 個人 | 木村 育生 東京都品川区北品川5丁目11番19号 | 金銭消費貸借契約 金額：10億円 期間：平成24年2月10日 から平成34年2月 9日まで 金利：年2.0% 担保：無 | 1,000,000 |
| 計 | | | | 1,000,000 |

(注1) 上記借入金1,000,000千円は、[届出日の前々日又は前日現在の預金]に記載の預り金1,000,000千円に含まれていません。

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|------|--------|---------|---------|--------|
| 1 | - | - | - | - |
| 2 | - | - | - | - |
| 計(b) | | | | - |

ロ【金融機関以外】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|------|--------|---------|---------|--------|
| 1 | - | - | - | - |
| 2 | - | - | - | - |
| 計(c) | | | | - |

【その他の資金調達方法】

| 内容 | 金額(千円) |
|------|--------|
| - | - |
| - | - |
| 計(d) | - |

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,000,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

- (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】
該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】
該当事項はありません。

10 【決済の方法】

- (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】
あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋1丁目16番3号

- (2) 【決済の開始日】
平成24年3月21日(水曜日)
(注) 法第27条の10第3項により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成24年4月4日(水曜日)となります。

- (3) 【決済の方法】
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。
買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。(送金手数料がかかる場合があります。)

- (4) 【株券等の返還方法】
下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の一部又は全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日(本公開買付けの撤回を行った場合は撤回を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募口座上で、応募が行われたときの状態(応募が行われた状態とは、本公開買付への応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

- (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】
応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,808,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(6,809,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券の数を超える場合は応募株券の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

- (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】
令第14条第1項第1号イないしリ及びワないしゾ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により、令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報もしくは買付に関する書類（写しも含みます。）を、米国内において、もしくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け等もしくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

当社の沿革は以下の通りです。

| 年月 | 事項 |
|---------|---|
| 平成17年7月 | 商号を有限会社木村育生とし、本店所在地を東京都品川区北品川五丁目11番19号、資本金を300万円とする有限会社として設立。 |
| 平成23年8月 | 商号をイコールパートナーズ株式会社に変更、株式会社に改組。 |

【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

1. 企業経営・企業財務・企業の上場に関するコンサルティング
2. 講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、開催
3. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
4. 自動車、自動車用品及び自動車附属品の販売及び輸出入
5. 有価証券の保有、運用及び売買
6. 個人及び法人の資産運用及び資産管理の受託業務
7. 生命保険及び損害保険の代理業務
8. 第2号から前号に関するコンサルティング業務
9. 前各号に附帯する一切の業務

2) 事業の内容

当社は、有価証券の保有及び運用業務を主たる事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年2月15日現在

| 資本金の額 | 発行済株式の総数 |
|------------|----------|
| 3,000,000円 | 60株 |

【大株主】

平成24年2月15日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式の数 (株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%) |
|--------|---------|---------------|----------------------------------|
| 木村育生 | 東京都品川区 | 60 | 100 |
| 計 | | 60 | 100 |

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成24年2月15日現在

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 (株) |
|-------|----|-------|------------|---|--------------|
| 代表取締役 | - | 木村 育生 | 昭和33年7月8日生 | 昭和60年2月 株式会社アイ・キュー・オー設立代表取締役 平成4年12月 株式会社インボイス設立代表取締役社長 平成16年2月 株式会社インボイスJr.代表取締役社長 平成17年2月 株式会社インボイスRM代表取締役会長 平成17年7月 当社設立取締役就任 平成17年9月 日本テレコムインボイス株式会社代表取締役社長 平成18年2月 株式会社エムジー・アタラシ代表取締役会長 平成19年3月 株式会社ダイナシティ代表取締役社長 平成19年6月 株式会社ダイナシティ代表取締役会長 平成19年6月 株式会社インボイスコンサルティング代表取締役 平成23年8月 当社代表取締役に就任(株式会社に改組)(現任) | 60 |

(2) 【経理の状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。なお、当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。また、当社には子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 第5期 (平成22年6月30日) | | 第6期 (平成23年6月30日) | |
|-------------|----------|---------------------|------------|---------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 1. 現金及び預金 | | 2,682 | | 14 | |
| 2. 短期貸付金 | | 67,304 | | - | |
| 流動資産合計 | | 69,986 | 2.6 | 14 | 100.0 |
| 固定資産 | | | | | |
| 1. 有形固定資産 | | - | | - | |
| 有形固定資産合計 | | - | | - | |
| 2. 無形固定資産 | | | | | |
| 無形固定資産合計 | | - | | - | |
| 3. 投資その他の資産 | | | | | |
| (1) 投資有価証券 | | 2,607,420 | | - | |
| 固定資産合計 | | 2,607,420 | 97.4 | - | |
| 資産合計 | | 2,677,406 | 100.0 | 14 | 100.0 |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 1. 短期借入金 | | 3,196,342 | | 2,634,969 | |
| 2. 預り金 | | 5 | | 1 | |
| 3. 未払法人税等 | | | | 70 | |
| 流動負債合計 | | 3,196,347 | 119.4 | 2,635,040 | - |
| 固定負債 | | | | | |
| 固定負債合計 | | - | | - | - |
| 負債合計 | | 3,196,347 | 119.4 | 2,635,040 | |

| 区分 | 注記 番号 | 第5期 (平成22年6月30日) | | | 第6期 (平成23年6月30日) | | |
|------------|----------|---------------------|-----------|------------|---------------------|-------|------------|
| | | 金額(千円) | | 構成比 (%) | 金額(千円) | | 構成比 (%) |
| (純資産の部) | | | | | | | |
| 株主資本 | | | | | | | |
| 1. 資本金 | | | 3,000 | 0.1 | 3,000 | - | |
| 2. 資本剰余金 | | | | | | | |
| 資本剰余金合計 | | | - | | - | | |
| 3. 利益剰余金 | | | | | | | |
| その他の利益剰余金 | | | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 521,940 | | | 2,638,025 | | |
| 利益剰余金合計 | | | 521,940 | 19.5 | 2,638,025 | - | |
| 株主資本合計 | | | 518,940 | 19.4 | 2,635,025 | - | |
| 評価・換算差額等 | | | | | | | |
| 評価・換算差額等合計 | | | - | | - | | |
| 純資産合計 | | | 518,940 | 19.4 | 2,635,025 | | |
| 負債純資産合計 | | | 2,677,406 | 100.0 | 14 | 100.0 | |

(注) 構成比は、1,000%を超えている場合は「-」と記載しております。

【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 第5期 (自平成21年7月1日 至平成22年6月30日) | | 第6期 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日) | |
|--------------|----------|------------------------------------|---------|------------------------------------|-----------|
| | | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| 売上高 | | | - | | - |
| 売上原価 | | | - | | - |
| 売上総利益 | | | - | | - |
| 販売費及び一般管理費 | | | 3,067 | | 3,405 |
| 営業損失 | | | 3,067 | | 3,405 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 1.受取利息 | | 0 | | 0 | |
| 2.雑収入 | | 5 | 5 | 0 | 0 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 1.支払利息 | | 13,348 | | - | |
| 2.有価証券売却損 | | - | | 2,112,420 | |
| 3.貸倒損失 | | 5,985 | 19,333 | - | 2,112,420 |
| 経常損失 | | | 22,396 | | 2,115,825 |
| 特別損失 | | | | | |
| 1.固定資産売却損 | | 191,774 | | - | |
| 2.固定資産除却損 | | 31,210 | 222,985 | - | |
| 税金等調整前当期純損失 | | | 245,381 | | 2,115,825 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 0 | | 260 |
| 法人税等調整額 | | | - | | - |
| 当期純損失 | | | 245,381 | | 2,116,085 |

【株主資本等変動計算書】

自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---------|-------|-------|----------|---------------------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 3,000 | - | - | 276,558 | 276,558 | 273,558 | 273,558 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純損益金 | | - | - | 245,381 | 245,381 | 245,381 | 245,381 |
| 当期変動額合計 | | - | - | 245,381 | 245,381 | 245,381 | 245,381 |
| 当期末残高 | 3,000 | - | - | 521,940 | 521,940 | 518,940 | 518,940 |

自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---------|-------|-------|----------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 3,000 | - | - | 521,940 | 521,940 | 518,940 | 518,940 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純損益金 | | - | - | 2,116,085 | 2,116,085 | 2,116,085 | 2,116,085 |
| 当期変動額合計 | | - | - | 2,116,085 | 2,116,085 | 2,116,085 | 2,116,085 |
| 当期末残高 | 3,000 | - | - | 2,638,025 | 2,638,025 | 2,635,025 | 2,635,025 |

【個別注記表】

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日

1. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 法人税法の規定による定率法
2. 消費税の会計処理
税込方式による

自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日

1. 消費税の会計処理
税込方式による

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

当社及びすかいらーくは、平成24年1月下旬に対象者に対して、すかいらーくが当社に対してすかいらーく保有株式を譲渡するため、当社が対象者普通株式に対する公開買付けを実施し、すかいらーくがこれに応募する予定である旨の連絡を行いました。これに対して、対象者プレスリリースによれば、対象者は、かかる本公開買付けに関する連絡を受けて、手続の公正性を担保しつつ、利益相反を回避する措置として、以下のような手続を経た上で検討を行ったとのこと。

まず、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する連絡を受けて、対象者のリーガルアドバイザーとして漆間・吉澤総合法律事務所（松田良成弁護士）を選定し、その法的助言を受けながら、対象者の企業価値の向上の観点から、対象者としての最善の選択について慎重に検討を行ったとのこと。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、最終的に本公開買付けに対する意見表明を行った平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、対象者の利害関係を有しない取締役が慎重な審議を行うことができるように、利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役自ら、当社の代表取締役である木村育生に対して本公開買付けに関する聴取の機会を得るように申入れ、当社及び当社の代表取締役である木村育生の過去の実績、本公開買付けが成功した場合の当社の経営方針等を確認し、かかる経営方針が対象者の事業戦略に合致するか、当社の対象者を支えるFC店舗その他の取引先に対する取扱いが対象者の企業価値を損なわないか等について確認を行ったとのこと。

これに対して、木村育生は、木村育生が過去にフランチャイズ企業の店舗別の請求データを分析することにより、無駄なオペレーションを認識させる「見える化」を実現することによって大幅な経費削減を実現することができたことなどについて具体的に説明を行い、数多く店舗を擁する対象者がかかる経費削減策を行えばキャッシュ・フローの大幅な改善を行うことができる可能性があることなど、他業種で成功を収めた経営者ならではの示唆を行うとともに、新たなブランド戦略、人事の大幅な変更を含む事業リストラ、資本参加・企業買収などの積極的な活用などを今後検討していきたい旨の意向を伝えました。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、かかる木村育生からの説明を受けて、木村育生の経営方針が小僧寿しチェーンのブランド再構築やさらなる経費削減といった対象者の事業上の課題に対しての一つの合理的な打開策と考えられること、木村育生の実績からはこれを実現する手腕が認められること、対象者を支えるFC店舗その他の取引先をことさら不当に取扱う意向はないこと等を慎重に検討し、当社が本公開買付けによって対象者の筆頭株主となることで対象者の経営のさらなる合理化が期待でき、ひいては対象者の企業価値の向上に資するものと判断したとのこと。対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者であるプルートゥに株価算定を依頼し、その株式価値算定書における算定結果によれば、後述のとおり、本公開買付価格は、DCF法に基づく算定結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、本公開買付価格がすかいらーくと当社との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けはすかいらーく保有株式の取得を企図したものであること、本公開買付けは対象者の株主に本公開買付価格での株式売却の機会を提供するものではあっても、買付予定数の上限が定められており、当社は、対象者株式の上場廃止については現時点では企図していないとのことであることから、本公開買付けによって大阪証券取引所JASDAQ市場の上場廃止基準に抵触することは想定されないこと等をも総合的に勘案した上で、平成24年2月14日開催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保することとし、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねるとの意見を表明することを、対象者取締役3名のうち、審議及び決議に参加した対象者取締役2名全員一致の賛成により決議したとのこと。なお、対象者の取締役である田中基氏は、すかいらーくの管理本部関連事業部長兼広報部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加していないとのこと。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の平成24年2月14日開催の取締役会には、対象者の監査役全3名（うち2名は社外監査役）のうち、2名（うち1名は社外監査役）が出席し、前記取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのこと。なお、対象者の監査役である鈴木誠氏は、すかいらーくの監査役を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、対象者の取締役会において本公開買付けに関して何ら意見を述べていないとのこと。

なお、対象者プレスリリースによれば、本意見表明は、第三者である当社が対象者の支配株主からの対象者株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明であるため、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第12条の2に基づき、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手が求められるところ、対象者は、平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、同月14日、支配株主と利害関係のな

い社外監査役豊岡拓也氏から、本公開買付けについて、対象者のさらなる収益性の向上のためには、木村育生が身につけたフランチャイズ企業の経営管理ノウハウを活用し、対象者の直営店舗及びF C店舗の経費管理・異常値把握の徹底、各店舗エリアにおける消費動向などの情報分析結果の提供によるサポートの強化等を行うことが有用と判断されること、並びに上場企業を創業した実績のある木村育生が主体となり、これまでのすかいらーくグループによる経営により築いてきた土台を生かしながら、経営の若返りを実現して速やかな事業展開を進めることにより、企業の新たな活力を創造し、ブランドを再構築し、積極的な成長を実現することが期待できることから、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものと判断する。対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、対象者取締役会独自のリーガル・アドバイザーからの法的助言の取得、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等の取引保護条項等の不存在、独立役員からの意見の聞き取りといった公正性を担保するための対象者の措置により、当社側からの不当な影響によって発生し得る手続きの恣意性の問題が排除されており、手続きは公正なものである。本公開買付けは、少数株主の株式を取得し対象者株式を上場廃止とすることを企図したものではなく、すかいらーく保有株式の取得のみを企図したものであるため本意見表明に係る対象者の決定が少数株主にとって不利益なものでない。本提携契約の解約が対象者の業績に与える影響が限定的であり、本提携契約を解約するにつき暫定期間を置くなどその影響を緩和する措置が執られていることから、本提携契約の解約に係る対象者の決定は少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書の提出を受けているとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、豊岡拓也氏は、かかる意見書において、本公開買付価格については、ブルータスの株式価値算定書の算定結果に照らせば、本公開買付価格が、DCF法に基づく算定結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回る価格であることから、少数株主にとって妥当な価格であると断言することはできないこと、及び、本公開買付けに際しては、本件買付期間中の対象者株式の株価の推移、本公開買付けに対する最終的な応募数の見通し、本公開買付け終了後の対象者株式の株価に関わる見通し、各株主の個別の事情などの要因を考慮して、個々の株主が本公開買付けに対して応募するか否かを臨機応変に判断することが望ましく、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の判断に委ねることが合理的である旨併せて意見を述べているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記のとおり本公開買付けに対する本意見表明を行うに当たり、その判断の妥当性を担保するべく、当社及び対象者から独立した第三者であるブルータスに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。ブルータスは、対象者普通株式について、DCF法及び市場株価法による算定を行い、対象者は、ブルータスから平成24年2月13日付で、株式価値算定書を受領したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

株式価値算定書において、上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

DCF法 ...131円～184円

市場株価法...142円～170円

DCF法では、評価基準日を平成24年2月13日として、震災等の影響及び対象者を取り巻く経営環境を踏まえた業績見通しに基づく中期事業計画（平成23年9月に決定した、平成24年12月期、平成25年12月期、平成26年12月期計画）を基に、平成24年12月期における直近の業績を反映して作成された事業計画から算出される、フリー・キャッシュ・フローの将来予測を、対象者の資本コストに応じた割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲が131円～184円と算定されております。

市場株価法では、平成24年2月13日を基準日として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日における普通取引終値（167円）、同日以前1ヶ月の普通取引終値の単純平均（170円）、同3ヶ月の普通取引終値の単純平均（153円）、及び同6ヶ月の普通取引終値の単純平均（142円）をもとに、普通株式1株当たりの価値の範囲が142円～170円と算定されております。

なお、当社及び対象者は、すかいらーくが本公開買付けに応募し、かつ、応募を撤回していない状況で本件公開買付期間が終了した場合、対象者が、平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会において木村育生を含む当社が指名する3名を取締役候補者とする取締役選任議案並びに当社が指名する1名及び対象者が独自に指名する2名の合計3名を監査役候補者とする監査役選任議案を上程することについて合意しております。なお、当該定時株主総会において上記議案が承認された場合、木村育生は、その後開催される対象者の取締役会での決議を経て、対象者の常勤取締役として経営に参画する予定です。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

| 決算年月 | - | - | - |
|--------------|---|---|---|
| 売上高 | - | - | - |
| 売上原価 | - | - | - |
| 販売費及び一般管理費 | - | - | - |
| 営業外収益 | - | - | - |
| 営業外費用 | - | - | - |
| 当期純利益(当期純損失) | - | - | - |

(2)【1株当たりの状況】

| 決算年月 | - | - | - |
|------------|---|---|---|
| 1株当たり当期純損益 | - | - | - |
| 1株当たり配当額 | - | - | - |
| 1株当たり純資産額 | - | - | - |

2【株価の状況】

| 金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名 | 株式会社大阪証券取引所 JASDAQスタンダード | | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|---------|----------|----------|----------|---------|----------------|
| 月別 | 平成23年8月 | 平成23年9月 | 平成23年10月 | 平成23年11月 | 平成23年12月 | 平成24年1月 | 平成24年2月 (注) |
| 最高株価 | 143円 | 140円 | 167円 | 147円 | 158円 | 205円 | 208円 |
| 最低株価 | 110円 | 119円 | 123円 | 125円 | 130円 | 147円 | 160円 |

(注) 平成24年2月については、平成24年2月1日から平成24年2月14日のものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数 株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況 (株) |
|---------------|------------------|------|----------|--------|-------|----|-------|---|------------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 所有株式数 (単元) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 所有株式数の割合(%) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|--------|---------|--------------|--------------------------------|
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| 計 | - | - | - |

【役員】

平成 年 月 日現在

| 氏名 | 役名 | 職名 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|----|----|----|--------------|--------------------------------|
| - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - |
| 計 | | | - | - |

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第42期(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

平成22年3月26日関東財務局長に提出

事業年度 第43期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

平成23年3月25日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第3四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年11月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正有価証券報告書(上記第42期有価証券報告書の訂正報告書)

平成23年3月18日関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

5【その他】

平成23年12月期決算短信

対象者は、平成24年2月10日に、大阪証券取引所JASDAQ市場において「平成23年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況

| 決算年月 | 平成23年12月期（第44期） 連結会計年度 |
|------------|---------------------------|
| 売上高 | 20,447,319千円 |
| 売上原価 | 8,782,000千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 11,805,422千円 |
| 営業外収益 | 143,879千円 |
| 営業外費用 | 94,985千円 |
| 当期純損失（ ） | 907,603千円 |

1株当たりの状況

| 決算年月 | 平成23年12月期（第44期） 連結会計年度 |
|------------|---------------------------|
| 1株当たり当期純利益 | 70.07円 |
| 1株当たり配当額 | -円 |
| 1株当たり純資産額 | 183.24円 |